

懲戒処分の公表

当町に勤務する職員について、地方公務員法第 29 条第 1 項に基づく懲戒処分を行ったので、公表します。

被 処 分 者	所 属	農 林 課	職 位	主 事
	年 齢	20 代	性 別	男 性
処 分 内 容	懲戒処分 減給 1 月（給料月額の 10 分の 1）			
処 分 年 月 日	令和 7 年 11 月 4 日			
事 案 の 概 要	五戸まつりの中日である令和 7 年 9 月 6 日、午後 7 時 30 分頃、山車夜間共演が行われていた五戸町図書館イベント広場において、過度の飲酒により酩酊状態にありながら自分が参加している山車組とは別の山車組の音頭輪に参加しジャンプをした際、着地時に女児 1 名の足首に着地、負傷させるも謝罪や応急処置といった対応をとらないままその場を立ち去り、約 1 分後、再度同じ山車組の音頭輪に加わり、ジャンプをした際、着地時に体勢を崩し女児 1 名にぶつかり、転倒させ鼻と目と臀部を負傷させたが、謝罪や応急処置といった対応をとらずその場を離れた。 町は、以上の事実について、地方公務員法第 33 条に定める「信用失墜行為の禁止」に違反し、地方公務員法第 29 条第 1 項第 3 号（全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合）に該当すると判断したことから、当該職員を減給処分とした。			
公 表 に つ い て	「五戸町職員の懲戒処分等の指針」に基づき、上記内容について公表するものです。			
今 後 の 対 応	全職員に対し、サービスの徹底について指導し、信頼回復に努めてまいります。			